

～生保基準引き下げ違憲訴訟～

# 第13回 口頭弁論

3月11日  
富山地裁で

## 多くの皆さんの傍聴をお願いします

「生活保護基準の引き下げは憲法25条違反」として、富山市の生活保護受給者が市と国を相手に2015年に訴訟を開始して、13回目の口頭弁論を迎えます。

前回の弁論では、問題とされている生活扶助相当CPIを算出するにあたり、厚労省は自らが意図する結論に導くため、通常の統計とは異なる計算方式を用いていたことが明らかになりました。今回は、憲法25条が保障する生存権が財政を指導

支配する原理であり、財政を理由に生存権に基づく生活保護基準を引き下げることができないことを、大学教授の意見書に基づき明らかにします。

この闘いは、生活保護制度をとりまく問題を社会にアピールし世論を盛り上げることが重要です。傍聴席をいっぱいにするため、多くの皆さまの傍聴参加を呼びかけます。

### 第13回口頭弁論

3月11日(月) 13時30分～14時

富山地裁・第一号法廷

### 傍聴希望の方へ

申込無しの参加も可能ですが、できましたら事前に事務局長：杉田までご参加される旨をお知らせ下さいませようお願いします

( TEL: 076-442-8000 メール: tym\_sugita@doc-net.or.jp )

### 第13回口頭弁論

## 報告集会・記者会見

同日 14時10分頃～(口頭弁論終了後)  
県弁護士会館・3階会議室

引き続き  
ご参加ください!



反-貧困ネットワークとやま ニュース No.25

2019/2/26 発行: ネット事務局 mail: tym\_sugita@doc-net.or.jp